## 平成27年第13回栗原市教育委員会定例会会議録

- 1. 招集日時 平成27年11月18日(水) 午前10時
- 2. 招集場所 栗原市金成庁舎2階 201会議室
- 3. 出席委員

2番 佐々木 一 彦 委員 3番 亀 井 芳 光 委員 4番 白 鳥 正 文 委員 5番 早 坂 留 美 委員

4. 説明のため出席した者

部 鈴木正弘 長 次 長 菅 原 昭 憲 次 長 白鳥智之 教育総務課長 髙 橋 喜美男 学校教育課長 加藤栄悦 学校教育課副参事 高 橋 伸 社会教育課長 千 葉 正 一 文化財保護課長 髙 橋 久 悦

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 白 鳥 明 美

6. 開 会 午前10時00分

教育総務課長 只今から平成27年第13回栗原市教育委員会定例会を開会いたします。

一同礼。 御着席願います。

1番、笠間委員より欠席の通告がございますので、本日は、委員4名の出席でございます。 それでは開会の挨拶を教育委員長よりいただき、その後、教育委員長の進行のもとに進めてい ただきますので、よろしくお願いします。

# 7. あいさつ

佐々木委員長

24節季の一つ、立冬から10日ほどが過ぎ、木々の紅葉に秋から冬への移り変わりが感じられます。ここ2、3日は、比較的温暖な日が続きましたが、週間予報では、今日からは平年並みかそれ以下の気温になるとのことです。

私の住む地域の上空は、夕方になると、日中各地で餌を啄んでいた白鳥や雁が伊豆沼に帰ろうと隊列をなして飛び、ピーク時には、隊列が幾重にも錯綜します。鳥の帰巣本能が鳴き声や羽音を大きくしながら勢いよく飛ぶ様子は怖いとも思えるほどで、庭にいて、迫力に圧倒されながらその光景を眺めています。

去る8日に行われた第1回栗原ハーフマラソン大会は、県内外から1,000名の参加者を 迎えて、盛大に開催されました。生憎の雨模様となりましたが、そこは屋外競技の宿命であり ます。しかし、悪コンディションをものともしない選手の皆さんの力走や、沿道の方々の熱の こもった応援、温かい豚汁やおにぎりの接待等もあり、初めての大会は、しっかりと成功の大 会として終了いたしました。

栗原市陸上競技協会を始め、宮城県警察、市交通安全指導隊、自衛隊や婦人会、高校生ボランティア、沿道の若柳下町や畑岡地区の皆さん等、ご協力をいただいた多くの方々に感謝を申し上げます。

初めての取り組みということで難儀されることも多々あったと思われますが、鈴木実行委員 長をはじめとする一丸となった体制で成功にこぎ着けたこと、本当にお疲れ様でした。本大会 は、この後、改善点を吟味しながら回を重ね、愛好者に愛され、市民に親しまれる立派なハー フマラソン大会として確立されることと思います。

さて、国の予算の無駄遣いを点検する行政事業レビューが続いています。過日の公開検証では、義務教育国庫負担金が取り上げられました。教員の増員を主張した文部科学省に対して、有識者から教育効果を高めるのは「教員の量より質」という指摘がなされました。教育の充実のために過酷な勤務を続ける教育現場の実態を知らない、或いは無視した机上の空論で、国の財政負担を抑えるために中長期的な教員削減を唱える財務省の意向そのままの意見の展開に驚いてしまいました。

文部科学省が効果があると推奨する少人数学級について、栗原市では、すでに独自事業として取り組んでいただいており、平成26年度実績で6,080万円の決算となっております。 仙台市では、教員の現在の勤務の実態では、いじめ問題にきめ細かに取り組むことができないとし、新たな人的配置を決定したばかりです。

教育立国のための本質に関わる議論を抜きにした今回のようなレビューでは、角を矯めて牛を殺すことになりかねません。国の事業の点検を行って行政改革に熱心であるという姿勢をアピールするねらいだと思いますが、予算削減のための論評を布石にしてそれを強行していくようでは、教育に対する国の本気度が疑われます。亡国につながる危機さえ感じられ、過去の時代から繰り返して伝えられてきた「教育は百年の大計」という言葉の重みを改めて噛みしめた次第です。

本日の議案の中に、「平成27年度就学指導を要する児童生徒について」があります。栗原市 就学指導委員会からの答申については、尊重すると共に、必要な吟味を行い、該当児童生徒の 来年度の就学先を適正に決定して参りたいと思います。

本案件を含めた本日のご審議について、よろしくお願いいたします。

### 8. 前回・前々回教育委員会会議録の承認

佐々木委員長 それでは、日程1、前回、更に前々回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 初めに、平成27年10月21日 本会場において開催されました平成27年第11回栗原 市教育委員会定例会でございますが、ご審議いただいた議案は「議案第64号、栗原市立学校 の管理に関する規則の一部を改正する規則について」を含む4議案でございますが、全て承認 可決されました。

次に、平成27年10月27日 本会場において開催されました第12回栗原市教育委員会 臨時会でございますが、ご審議いただいた「議案第68号、栗原市教育委員会職員の人事につ いて」の1議案が、承認可決されました。また、報告案件として、栗原市いじめ防止対策調査 委員会からの答申についての報告がございました。

以上でございます。

佐々木委員長 説明が終わりました。この内容について、ご質問等はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、前回並びに前々回教育委員会会議録は説明のとおり承認することとしま す。

### 9. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐々木委員長 日程2、教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

例により議長から指名します。

3番の亀井委員と4番の白鳥委員にお願いいたします。

# 10. 教育長報告

佐々木委員長 日程3、教育長報告を行います。

教育長から報告をお願いします。

亀井教育長 それでは、一般事務報告をさせていただきます。まず、私が対応した事業等につきましては 別紙資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

> まず、うれしいニュースといたしまして、我々の先輩であります後藤邦正前教育委員長がこの度秋の叙勲におきまして瑞宝双光章の栄に浴されました。非常にうれしいことでありまして、 心からお祝いを申し上げたいと思います。

> 次に、昨年の12月15日に発生いたしました栗駒中学校生徒の自死に関する第三者機関である栗原市いじめ防止対策調査委員会の報告でございますが、10月25日に私のほうに答申がございました。その後教育委員さん方、市長部局等に報告をし、去る11月7日に遺族のほうに全ての資料でもって報告しました。その節に、新聞等でも報道されておりますが、遺族の方のご意向により、公表は控えてほしいというご依頼がありましたので、これまで控えてまいりました。ただ、議会への報告は了解をいただきましたので、11月13日、議員全員協議会においてその旨を報告したところでございます。今後の予定でございますが、栗駒中学校の保護者、生徒からアンケートを取った折に、これは公表しますという約束をしておりますし、第三者調査委員会を設置しましたので、教育委員会といたしましては公表しなければならないと考えております。遺族と話し合いをしながら、今後栗駒中学校保護者、生徒への報告、報道機関への公表を予定しておりますので、お知らせいたします。

次に、委員さん方にも非常に心配をおかけしましたし、新聞等でも報道されておりますが、 去る11月12日に、宮野地区におきまして、築館幼稚園のスクールバスが、出合い頭に軽自 動車と衝突するという事故が発生いたしました。バスには、運転手、添乗員、園児4名が乗っ ておりました。すぐに病院に搬送しましたが、幸い子どもたちには別段怪我はなく、次の日か ら元気に登園しているようでございます。運転手さんは多少、打撲、擦過傷があったようでご ざいます。添乗員さんは左腕の骨にひびが入ったようであります。相手の方は大崎の病院に搬 送されましたが、命には別条なかったようです。これにつきましては、園児、児童生徒の輸送 ということで、安全には十分配慮するように申し入れをしたいと思います。併せて、子どもた ちが助かったというのはシートベルトの着用でありまして、それも徹底を図っていきたいと思 っております。大変心配をおかけして申し訳ございませんでした。 次に、10月末から11月にかけて大きな事業がありました。そのひとつが第1回栗原ハーフマラソン大会であります。申し込みが1,177人あったのですが、実際に走ったのが1,015人と聞いております。そのうち、完走したのが1,003人であります。遠くは大阪、北海道から来られ、最高齢は80歳ということで、非常に盛り上がりました。ただ、当日の天候が生憎の雨ということで、寒かったんですが、若柳中学校の多大なご協力によりまして、第1回目としては成功裡に終わったのではないかと思います。教育部だけでなく、市長部局からも応援していただきましたし、社会教育課担当ですが、本当にがんばってくれたと感謝しているところでございます。反省も多々あるかと思いますので、今後早めに実行委員会を開催して、その反省を次年度に生かしていきたいと思っているところでございます。

次に、学校関係ですが、いろいろな公開研究会が栗原市を会場として開かれます。本日は午後に若柳中学校で学力向上公開研究会がございます。11月20日には、この花さくや姫プラザで宮城県学校図書館の研究協議会がございます。11月25日には、栗駒南小学校で特別支援教育のインクルーシブ教育推進の自主公開、11月27日には、志波姫小学校を会場として宮城県小学校家庭科教育研究大会、それから、12月9日が、一迫ふれあいセンターを会場に、地域指定になっております小・中・高志教育の実践発表会が開かれる予定となっておりますので、お知らせします。

その他、別の事業といたしましては、11月23日に合併10周年記念海上自衛隊横須賀音楽隊による演奏会が予定されております。これは、非常に人気がありまして、入場券が抽選で約2倍の競争率でございました。12月12日には心にきざむ文化講演会ということで、茂木健一郎先生をお迎えしての講演会があります。1月には成人式ということで目白押しでございます。

次に、学校再編関係でございますが、概ね前期計画、後期計画も順調に進んでおりまして、 平成29年4月からは、玉沢小学校が築館小学校に入るということをお知らせしております。 また、来年度からは市内全ての幼稚園において3年保育を導入し、併せて給食を提供していく ということもお知らせしているところであります。今後の推進といたしましては、意見を聴く、 説明をするということで、保護者も変わっておりますので、去る11月9日に瀬峰中学校で説 明会を行って参りました。この後、12月4日に高清水中学校に参りまして説明会を行います。 12月5日につきましては宮野小学校におきまして、保護者も変わっているということで改め て説明をするということで進んでいきたいと思っております。

次に、10月31日で締め切りました白鳥省吾賞の応募状況でございますが、例年になく応募者数が多くて、1,970点位の応募がございました。過去ベスト3に入るくらいの状況です。その中で市内の子どもたちの応募が950点ほどありました。非常に先生方も頑張ってくれて、出品してくれているということで、うれしい限りでございます。

最後になりますが、現在市政懇談会を行っておりまして、10月30日から11月29日までで、最後が築館ということになるわけでございます。その中で、9月11日の大雨による災害対応について、防災無線が聞こえなかっただとか、避難場所のこととか、様々なご提案をいただいているところでございます。その辺を含めまして反省をしなければならないかと思っております。子ども達への防災教育についても、地震だけでなく風水害など総合的な防災対応が必要でないかと思っております。併せまして、ジオパークが認定になりまして、今ジオパーク副読本を作成中でありますので、その辺を活用しながら次年度におきましては、防災教育を含め故郷を愛する子ども達だとか、故郷を知る学習ということで進めたいと思っているところで

あります。

私の方からは以上でございます。

佐々木委員長

只今の一般事務報告についてのご質問はございませんか。

白鳥委員

質問ではありませんが、幼稚園バスの事故の関係です。テレビのニュース報道では、信号のない交差点で双方が安全確認を怠ったという報道でした。それが事実だとすれば、送迎バスということで、安全確認の徹底は最も必要なことでありますし、園児の怪我がなかったのもシートベルトの着用なので、シートベルト着用も徹底していただきたいと思いますし、運転手さんには一層安全に気を付けていただきたいと思います。以上です。

亀井教育長

はい、わかりました。

佐々木委員長

他にございませんか。

白鳥省吾賞の応募者が非常に多くなったということで大変喜んでおりますし、また、地元の学校の参加が増えて大変うれしいことだと思います。同じ視点からいうと、ハーフマラソンも近隣の小・中学校の児童生徒がたくさん参加するようになればいいなあと思いました。これまでの市民マラソン大会の時も地元の中学校で部活単位で出たりしていました。これは本人の意思によるんですが、雰囲気の盛り上げとかそういう面で、地元の児童生徒が活躍して、応援も盛り上がるということで、その辺りも工夫されればいいのかなという感想を持ちました。

白鳥委員

ハーフマラソン大会の件ですが、当日、雨が降って残念でしたが、スタートの場所を、道路 だとなかなか応援する場所がないということで、校庭をスタートにして1周トラックを回って からロードに出る、そんな形にすれば応援する方もスタートの雰囲気を十分楽しめて応援でき るんじゃないかという感想を持ちました。

社会教育課長

まず初めに、近隣の小・中学生の参加ということですが、第1回のハーフマラソン大会ということで、学校のほうにも今後、11月第2日曜日についてはハーフマラソン大会があるということを周知したいと思います。どうしても11月の第2日曜日というと学芸会とぶつかっていた学校もありますので、今後は学校のほうに周知して、参加の協力をいただきたいと考えております。

それから、2点目の校庭を1周というお話しですが、日本陸連からの公認のコースは、今回 スタートした地点で公認をいただいておりますので、5年間の公認ということになりますので、 公認コースを走るということになりますと、今後4年間は出来ないということになりますので、 変更するとなると6回目からということになるかと思います。

佐々木委員長

他にございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

ないようですので、日程3、教育長報告を終わります。

11. 議事

佐々木委員長

日程4、議案第69号、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

議案書1ページをお開き願います。議案第69号、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日の子ども・子育て支援法の施行に伴い、同 法第27条第3項第2号の規定に基づき、施設型給付費である幼稚園の利用者の負担額につい て、所要の改正を行うものであります。 改正内容の説明の前に、子ども・子育て支援法における施設型給付の仕組みについてご説明 します。定例会資料1ページをお開き下さい。

最初に、子ども・子育て支援法の仕組みについてでありますが、新制度では、従来それぞれの法令により個別に行われていた、幼稚園、保育所等に対する財政支援の仕組みが、子ども・子育て支援法では、図に示している通り、施設型給付として共通化された仕組みの中で財政支援が行われることとなり、特例として、新制度の適用を受けない申し出を行った私立幼稚園を除き、幼稚園は、小学校就学前の子どものうち、3歳から5歳までの子どもを対象に教育を行う施設として、子ども・子育て支援法の施設型給付による支援が行われます。

新制度の適用を受けない私立幼稚園は、新制度の施設型給付の対象とはならず、従来の、私 学助成及び私立幼稚園就園奨励費補助金を継続することとなります。なお、公立の幼稚園につ きましては、全て新制度への移行となります。

次に、施設型給付等の支援を受ける子ども等の認定区分であります。子ども・子育て支援法において、教育・保育を利用する子どもにつきましては、3つの区分による市町村の認定に基づき、施設型給付等が行われます。

幼稚園の施設型給付等を受ける子どもは、満3歳以上の小学校入学前の子どもであって、2 号認定こども以外の子どもとして、教育標準時間認定の子どもとして認定を受ける必要があります。なお、施設型給付等は施設・事業者が代理受領する仕組みが取られます。

次に、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造についてであります。教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付につきましては、私立幼稚園に係る従来の国と地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国統一部分と地方単独費用分を組み合わせて施設型給付として一体的に給付されます。新制度に移行した私立幼稚園に対する施設型給付の仕組みは図のとおりとなります。幼稚園毎に、教育・保育に通常要する費用の額を勘案した公定価格から、国の基準を限度として子どもの保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額である利用者負担額を除いた額が施設型給付の額となります。施設型給付費に係る、国、県、市町村の財源負担の割合は図に示したとおりであります。

次に、ただ今説明しました、利用者負担額である私立・公立幼稚園授業料の考え方について であります。私立幼稚園の授業料につきましては、従来の制度では、保護者が負担する幼稚園 授業料から私立幼稚園就園奨励補助金(B)を控除した額が、保護者の実質負担額(A1)とな っていたことから、保護者の負担の増を招かないよう私立幼稚園で定めている幼稚園授業料か ら、所得階層に応じて交付される私立幼稚園就園奨励費補助金の額を控除した額(A2)を、新 制度の認定を受ける私立幼稚園の授業料の案とします。新制度に移行した私立幼稚園は、私立 幼稚園就園奨励補助金の適用外となり、代わって施設型給付費が交付されます。公立幼稚園の 授業料につきましては、平成26年度までは、公立幼稚園就園奨励費補助金の制度がありまし たので、実質負担額は幼稚園授業料から所得階層毎に公立幼稚園就園奨励費補助金相当額を減 免した(a1)が実質負担額となっていましたが、公立幼稚園については新制度の施行に伴い、 公立幼稚園就園奨励費補助金が廃止されたことから、新料金では(a3)の額を負担することと なります。また、新制度の利用者負担は、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して国が定 める水準を限度として市町村が定めることとされております。国では、新制度においては、利 用者負担は公立・私立とも同額であることが望ましいとされていますが、これまでの市内の私 立幼稚園と公立幼稚園の授業料の格差が大きいことから、県内の他の自治体の幼稚園授業料を 参考に、私立幼稚園の授業料に対し概ね60%の授業料を目安に(a2)と(a3)を足した所得 階層別の料金とする案としますが、栗原市は、七つの成長戦略で「幼稚園3年保育の実現」「若者の人口を1,000人増」とする、子育て施策の充実を掲げていることから、当分の間は従来の料金とする経過措置を設ける案としております。

資料2ページ目をお開き願います。栗原市の幼稚園授業料(案)についてであります。

先ほど、1ページの私立・公立幼稚園授業料の考え方でご説明した内容を具体的に金額とし て、表にあらわしたものであります。上段の表が、新制度を適用する私立幼稚園の授業料の案 であります。国が定める上限額は、所得階層を5階層としておりますが、国における第4階層 が市民税所得割課税額7万7千101円以上から21万1千200円以下と広いことから、市 の保育所の保育料の例に準じ、推定所得90万円刻みで4階層とし、計8階層としております。 各所得階層毎の授業料につきましては、現行の授業料から私立幼稚園の就園奨励費補助金の額 を控除した額(A2)であり、太枠で示す通りであります。表に示しております平成26年度の 所得分布につきましては、平成26年度の私立幼稚園就園奨励費補助金申請の際の保護者の所 得階層であります。平成27年度分については、現在審査中でございますので、最新のデータ はもうしばらく待っていただきたいと思います。なお、この料金につきましては、仮称「特定 教育・保育施設に関する利用者負担額を定める規則」として新規に整備する予定でありますが、 現在総務課の法令担当と内容について精査中であります。続きまして、下段が、公立幼稚園授 業料の案であります。所得階層は私立幼稚園と同様の8階層であります。授業料につきまして は、私立幼稚園の概ね6割の額とし、経過措置として、現行の授業料と比較して、下がる場合 は施行日から、上がる場合は当分の間は現行のとおりの案とします。表に示しております平成 28年度の推計所得分布につきましては、平成26年度の所得分布をもとに、平成28年度の 3歳から小学校就学前の幼児を持つ保護者の所得階層を推計したものであります。なお、この 料金につきまして、今回、提案する栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正す る規則で提案するものであります。

以降は、栗原市の預かり保育料の保育料についてであります。この預かり保育料の変更は、 平成27年9月議会定例会において栗原市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例が 可決されております。

それでは、議案書2ページをお開き願います。改正文になりますが、第2条に第5項として、月の途中入退園の際の授業料の日割り計算の規定について加えるものであります。また、第5条第1項中、授業料の免除対象に一時預かり保育料を加えるものであります。3ページになります。別表第1の改正でありますが、先ほど説明したとおり、保護者の所得階層毎に幼稚園授業料月額を定めるものであります。備考1項及び2項は、兄又は姉が小学校3年生までに通学している場合の多子減免の規定であります。4ページをお開き願います。附則第1項は 施行期日で、平成28年4月1日施行とするものであります。附則第2項は改正規則の施行の日以前から幼稚園の園児であったものについては、幼稚園授業料が上がる場合については、当分の間は据え置くものとする経過措置の規定、第3項は施行日以後に幼稚園児になったものについても当分の間は据え置くものとする経過措置の規定であります。5ページから8ページは、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の新旧対照表であります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 亀井教育長 只今の説明についてご質問はございませんか。

資料の2ページの私立幼稚園授業料(案)の表のH26所得分布の人数ですが、下段に「※ 指定幼稚園(若柳よしの幼稚園)については公立の授業料を適用する。」とありますが、所得 分布にある人数は、よしの幼稚園分も含んだ人数ですか。

学校教育課長

ご指摘のとおり、市内の私立幼稚園ということで、聖マリア幼稚園とよしの幼稚園を足した 人数であります。よしの幼稚園には、就園奨励費補助金と民営化加算の補助金と運営費補助金 が平成26年度と27年度に入ってございます。

佐々木委員長

他にございませんか。

白鳥委員

文言なんですが、「施設型給付」というのは、一般の方々が聞いたときに、非常にわかりにくいと思うのですが、意味はどういう意味ですか。

学校教育課長

今回の子ども・子育て支援法におきましては、全ての就学前のお子様、0歳から就学前のお 子様が子育て給付が受けられるといったような枠組みでございます。子育てについては、国・ 県・市町村はもちろんのこと、地域との関わりの中で、国全体で子育てを行っていくといった ような法の枠組みでございますが、その中で、「施設型給付」ということにつきましては、具体 的にここに該当してくるのが、幼稚園と保育所、それから幼稚園と保育所の機能を併せ持った 4つの種類の認定こども園が施設型給付ということで対象となってございます。認定こども園 につきましては幼稚園と保育所の機能を両方持ってございますので、0歳から5歳までのお子 様を対象とします。それから、幼稚園につきましては3歳から5歳のお子様を対象とします。 保育所につきましては0歳から5歳ということで、それぞれ、幼稚園については1号認定、保 育所を利用する0歳から5歳については2号認定、満3歳未満の保育所、認定こども園、小規 模保育等を利用する場合が3号認定ということで、認定事務につきましては市民生活部の子育 て支援課で行ってございまして、幼稚園認定につきましては補助執行で学校教育課が行ってお ります。具体的な給付については、先ほども申し上げましたが、保護者の方に代って公定価格 に基づいて給付されるものが幼稚園とか保育所に給付されることとなります。公立の幼稚園、 保育所につきましては、地方交付税の中で財源措置されます。大きく変わるのが、私立幼稚園・ 保育所のほうでございまして、これまでの私学の国庫補助金、助成金であったり就園奨励費補 助金が、新制度に移行した幼稚園につきましては、それが無くなりまして、代わりに施設型給 付費として公定価格に基づいた金額が交付されるということになります。

白鳥委員

実は、ある親から、保育所に入れるとき同意書を取られるんですが、同意書の最初から「市が施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の…」という文書をもらったそうなんです。一般の方が施設型給付費とか地域型保育給付費という言葉を聞いても理解できないのに同意を求めるというのはいかがなものかという意見をもらいまして、ちょうど、今、施設型給付費というのが出ましたので聞いてみました。これは行政用語なので、この場ではいいんですが、一般市民の方に、同意なり説明をするときは、きちんと注釈をつけて、わかるようにしていかないと誰も理解できないと思います。ですから、その辺のところを気を付けて、一般市民の方が理解できるように文書を作ってもらいたいと思います。是非子育て支援課のほうにも繋いでいただいて、同意書のつくり方を考えていただきたいと思います。

亀井教育長

要するに、施設型というのは、家で子どもの面倒を見る人に対しては施設でないから給付は出ないのでしょう。

学校教育課長

はい、そうです。

亀井教育長

自分の家庭以外の施設でもって子育て支援を受ける場合には給付を受けるという考え方ですね。

学校教育課長

ただいま教育長がおっしゃったとおりでございまして、施設型給付ということで今回、例えば、幼稚園、保育所、小規模保育等ということでございますが、この法律の枠組みの中では、

教育部所管としては放課後児童クラブもこの法律の中に網羅されておりまして、放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業ということで、子ども・子育て支援法の中で位置づけられているところでございます。白鳥委員からのご指摘については承知いたしました。内容については、所得階層を判断するために、税情報を見ることを承諾してくださいといったような内容ですけども、わかりづらいと思いますので説明を加えるようにしたいと思います。

白鳥委員

今の、税情報の取得なんですが、幼稚園も保育所も利用料については保護者の所得ですよね。

学校教育課長

従来は保護者、父親、母親ということでございましたが、今回の法律の中では、その世帯の 生計の主宰者といった表現がされてございますので、例えば、お父さんお母さんよりもおじい さんの収入が多いといったような場合には、そういった方々も見るといった内容でございます。 法律の中では、「世帯の所得の状況を勘案して」という表現になります。

**鲁**井教育長

総合所得ということになるんですか。

学校教育課長

一番所得のある方を生計の主宰者ということでみます。

白鳥委員

例えば、おじいさんのほうが息子よりも年収が多ければ、おじいさんの年収を基準にするということですか。

学校教育課長

はい、そうなります。

白鳥委員

そういう中身ということで理解しました。

学校教育課長

まだ正式には決まっていないんですが、今回の規則改正の中でも税情報を利用できる旨の条 文を加えようとしたんですが、マイナンバー法の施行規則の中で、幼稚園授業料についてはマ イナンバーを利用できるような動向がありまして、それが制度化されますと同意書が要らなく なってくるというようなことになります。

佐々木委員長

他に質問ございませんか。

早坂委員

議案書3ページの備考の欄に、「同一世帯に小学校(3学年までに限る。)に通学している兄姉が1人いる場合100分の50」ということは半額ということですが、これは平成28年4月1日に3年生までの兄姉がいるお子さんの世帯ということですか。

学校教育課長

この備考に書いてある多子減免につきましては、平成26年度から国のほうで制度化されているものでございます。私立幼稚園については以前から上のお子さんが小学校3年生までについては平成19年度から制度化されたんですが、公立幼稚園につきましては平成26年度から小学校の多子減免が制度化されているところでございまして、1項については2人の時には2分の1として、お兄さん、お姉さんが2人以上いるときの最年長の園児の授業料月額については無料ということでございます。条例の中で、市独自の施策として、保育所同様幼稚園についても2人目無料といったようなものがあります。

佐々木委員長

他にございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

現在進めているようなこともあるようですので、それは次回以降に検討吟味してまいりたい と思います。それでは、議案第69号、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改 正する規則について原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長

ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長

お諮りします。日程5、議案第70号、平成27年度就学指導を要する児童生徒について、 並びに、日程6、議案第71号、要保護及び準要保護児童生徒の認定についてには個人情報が 含まれていますので、秘密会としてよろしいですか。 「異議なし」の声あり

佐々木委員長

ご異議なしと認め、日程5及び日程6については秘密会といたします。ここで、関係職員以外の退席のため暫時休憩いたします。

- 12. その他
- (1) 各課報告

佐々木委員長

休憩中の会議を再開いたします。

本日の日程が終了しましたので、各課報告に入ります。事務局に報告を求めます。教育総務課長。

教育総務課長

本日お渡ししてございます定例会資料をご覧いただきたいと思います。(3) 平成27年第7回議会定例会提出議案概要について説明します。4ページから7ページになります。

4ページの議案概要につきましては、それぞれ担当課から説明いたします。 5、6ページの一般会計補正概要につきましては一括で私から説明いたします。それから、7ページの債務負担行為の追加につきましてはそれぞれ担当課から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4ページの平成27年第7回議会定例会提出議案概要について説明申し上げます。「栗原市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」でございます。この件につきましては、本年9月11日関東・東北豪雨の際に浸水被害を受けました鶯沢学校給食センターを平成27年12月末で廃止することに伴い所要の改正を行うものでございます。

佐々木委員長

続けて、社会教育課長。

社会教育課長

11月5日に指定管理者の選定委員会が開催され、指定される団体が選定されましたので、議会に提案するものでございます。

まず初めに、施設の名称「栗原市築館B&G海洋センター体育館、栗原市築館体育センター、栗原市築館野球場、栗原市築館陸上競技場、栗原市築館多目的競技場、栗原市築館B&G海洋センタープール」の6体育施設でありますが、指定する団体につきましては、特定非営利活動法人栗原市体育協会、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、施設の名称「栗原市志波姫体育センター」でありますが、指定する団体につきましては、しわひめスポーツクラブ、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、平成27年8月21日、みちのく伝創館敷地内の除草作業中、小石を跳ね上げ、栗原市栗駒病院駐車場に駐車中の2台の車両ガラス等を破損させたため、相手側との和解を成立させ、損害賠償の額を決定するため、議会の議決を求めるものです。以上でございます。

佐々木委員長

続けて説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長

5ページの補正予算要求概要をご覧ください。事業名称、補正額、その概要で説明いたします。

まずは、放課後児童クラブ事業として668万6千円の追加でございます。高清水小学校 プレイルームの改修工事でございます。続きまして、その他校舎整備事業費として、7,5 14万4千円の減額でございます。これにつきましては、平成27年度予算計上しておりま したが平成26年度の国の大型補正で事業採択されたため、二重計上となっていた平成27

年度分の栗駒中学校トイレ等改修工事費等を減額するものであります。続きまして、幼稚園 施設整備費200万円の追加であります。これにつきましては、瀬峰幼稚園給食車搬入改修 工事費でございます。続きまして、遺跡発掘調査受託事業費であります。これにつきまして は、発掘調査の受託事業として予算の組み替えによるものであります。続きまして、文化施 設費でございます。138万6千円の追加につきましては、けやき会館、若柳総合文化セン ターの修繕費でございます。53万4千円の追加につきましては、栗原文化会館業務委託料 の追加でございます。続きまして、社会教育施設管理費42万4千円の追加でございます。 これにつきましては、ただいま議案のほうで説明したとおりでございます。続きまして、保 健体育振興費20万円の追加につきましては、平成28年度のハーフマラソン大会PR用ポ スター・チラシ印刷代の追加であります。続きまして、総合体育館費188万9千円の追加 につきましては、栗駒総合体育館の修繕費でございます。総合運動施設管理費59万6千円 の追加につきましては、小田ダム湖畔パークゴルフ場の修繕費でございます。続きまして、 給食センター管理運営費380万2千円の追加につきましては、よしの幼稚園、瀬峰幼稚園 給食提供用の所要の諸経費の追加でございます。それと、給食管理ソフトの購入費でありま す。最後になりますが、その他公共施設・公用施設災害復旧費3,876万円につきまして は、9月の災害により浸水被害を受け破損した旧鶯沢中学校体育館の修繕工事費と実施設計 業務の委託料であります。

補正予算要求概要につきましては以上でございます。

学校教育課長

続きまして、7ページの債務負担行為について説明いたします。事項につきましては、スクールバス運行業務委託料ということで、築館中学校ほか14業務であります。設定の期間については平成27年度から平成32年度までということでございます。契約期間については平成28年度からの5年間の契約でございますが、受託者が車両の準備、運転手の確保等に時間を要することから、早期に、年度内に契約業務を行う必要があるため、債務負担行為の設定をするものでございます。金額につきましては記載のとおりであります。

教育総務課長

続きまして、(仮称) 北部学校給食センター配送車購入であります。期間につきましては 平成27年度から平成28年度でございます。これにつきましても、平成28年8月から(仮称) 北部学校給食センターを稼働するため、議会の議決等諸準備があることから債務負担を 設定するものであります。

社会教育課長

事項につきましては、青空大使派遣事業委託業務、期間については平成27年度から平成28年度まで、設定する理由といたしましては、青空大使派遣事業委託業務での航空券や宿泊先の確保を行うために早期に契約手続きできるようにするためであります。続きまして、栗原市志波姫体育センター指定管理料、期間につきましては、平成27年度から平成32年度まででございます。これにつきましては、志波姫体育センターの5年間の指定管理業務でございます。続きまして、栗原市築館B&G海洋センター体育館等指定管理料、期間につきましては平成27年度から平成32年度まででございます。指定管理につきましては先ほども申し上げましたが平成28年度から32年度までの5年間でございますが、準備行為を含めて平成27年度からの債務負担行為設定を行うものでございます。限度額については記載のとおりでございます。

亀井教育長

補足で説明させていただきます。5ページの補正予算で、放課後児童クラブ事業費に668万6千円補正しておりますが、これまで高清水小学校の放課後児童クラブにつきましては 道路を渡って高清水中学校近くの施設でやっていたんですが、道路を横断するのは危険性が あるということで、学校とも協議しましたところ、学校でも校内でやりたいという思いもありまして、学校内を修繕してそこを放課後児童クラブにするというような形で了解を得ました。その他にも離れた場所でやっているところがいくつかありますので、その辺についても検討したいと思っております。そのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、6ページの災害復旧費で旧鶯沢中学校体育館災害復旧工事費ですが、これにつきましては、この前の集中豪雨で床上1.5メートル位の浸水がありまして、給食センターも含めその周辺の施設は全て床上浸水になりました。現在鶯沢の体育施設としては、公民館、細倉体育館があるのですが、鶯沢公民館はかなり年数が経ち古くなってきたというようなこともあり、その代わりに旧中学校の体育館を社会体育施設にするというお話しをしておりましたので、地域からの要望等もありまして、体育館を改修して新しく体育施設にするというようなことでの予算計上でございますので、ご理解をお願いいたします。

佐々木委員長

只今までで質問等ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

それでは、続けて説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長

給食費負担金未納状況について説明いたします。これにつきましては、平成26年度決算ベースの資料でございます。8ページをご覧いただきたいと思います。前回この件に関する報告がないということでご指摘をいただきましたので、今回提出させていただきました。この表は、年度別、学校別の未納額を掲載しております。最終的には、972万4514円が過年度分の未納額、402万5663円が26年度現年度分の未納額ということになります。27年度の滞納繰越額といたしましてこの2件の合計額1,375万177円でございます。以上でございます。

佐々木委員長

この件について質問ありますか。

亀井教育長

これにつきましては、未納額が多いのはひとつの課題だと思っております。滞納整理強化 月間ということで、今月も今日から組になって家庭を訪問したり、或いは電話催促をしたり しながら、徴収に努めております。それでもなかなか払ってもらえないよう状況が続いてお ります。根気強くやっていくしかないかなと思っております。特に悪質な場合は、裁判所に 申し立てというようなことをやったという例がこれまでも3件ほどあるところです。

佐々木委員長 学校教育課長 それでは、続けて、学校教育課長。

9ページをお開き願いたいと思います。築館幼稚園スクールバスの事故についてでございますが、本件につきましては先ほどの教育長報告のとおりでございますので、事故の概要については省略させていただきたいと思います。スクールバスには当時、園児4名と運転手、添乗員の6名の方が乗っておられました。相手の方は運転手1名のみでございました。事故後、スクールバスに乗っていた6名につきましては、栗原中央病院に搬送されまして、救急の手当てを受けたということでございます。幸いにも園児4名は軽い打撲ということで、翌日には登園したということでございました。運転手さんについては、11月13日に再検査を行い、異常なしということでございます。添乗員さんは、左腕にひびが入ったということで全治3週間ということでございます。相手方の情報を、いろいろ会社を通して聴取したところなんですが、大崎市民病院に運ばれましたが詳細は把握していないところでございます。今後の対策といたしましては、業者に対する安全運行の指導の徹底はもとより、スクールバス乗車時の園児、児童生徒のシートベルト着用の徹底について指導強化を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、10ページ、平成27年度宮城教育大学留学生との国際交流事業についてであります。こちらの事業は、宮城教育大学との連携事業として実施しているものであります。 今年度は高清水小学校と瀬峰小学校を対象に、11月25日に実施いたします。活動内容につきましては、外国の文化の相互理解、それから英語でのコミュニケーション等を行うといった内容で、交流を行うものでございます。

続いて11ページでございます。平成27年度「冬の学府くりはら塾」についてであります。こちらの事業についても、宮城教育大学との連携事業として実施しているものでございます。夏と違い、冬の学府くりはら塾については、高校受験を控える中学校3年生を対象として、国語、数学、英語の3教科について学習します。期間は12月25日から12月27日までの3日間で、栗原市教育研究センターを会場に行います。なお、夏と同様に、今回も送迎バスを準備します。

12ページは、平成27年度学び支援コーディネーター等配置事業によります、学府くりはら塾「冬休み学習会」でございます。こちらについても、今年度も、学習習慣の形成、基本的学習内容の定着、活用する力の育成を通じた学力のレベルアップを図ることを目的に、12月25日から27日までの3日間の日程で、栗原文化会館と金成庁舎を会場に開催します。これについては、学び支援コーディネーターとして、主に先生方のOBの方々とか、宮城教育大学学生の協力を受けまして、自習自学を基本に学習会を開催する予定でございます。以上でございます。。

佐々木委員長

社会教育課長。

社会教育課長

13ページをお開き願いたいと思います。栗原市放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則についてであります。改正の理由といたしましては、栗原市放課後児童クラブ設置条例の一部が9月定例議会において改正され、放課後児童クラブの位置を変更したこと等に伴う所要の改正を行うものです。改正点でございますが、利用定員の改正でございます。栗原市築館放課後児童クラブの定員を110人から160人に変更、宮野放課後児童クラブの定員を40人から50人に変更、志波姫放課後児童クラブの定員を80人から110人に変更するものでございます。施行日につきましては平成28年4月1日でございます。参考資料として平成28年4月1日実施の市内各地区の放課後児童クラブの設置場所と定員数を掲載しております。

続きまして、14ページから19ページでございます。第1回栗原ハーフマラソン大会の参加人数、それから各種目ごとの成績でございます。第1回大会ということもあって、大分反省点も多い大会となりましたが、各種団体、婦人会や高校生ボランティア等の協力をいただきまして、なんとか第1回大会を終了することができました。今回の反省点を糧にして、第2回大会につきましては、本大会以上の大会になるよう頑張りたいと思います。

佐々木委員長

これまでのところで質問はございますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

それぞれ各課ご苦労さまでございました。それでは、以上で各課報告を終了いたします。

### 13. 閉会

教育総務課長 以上をもちまして、平成27年第13回栗原市教育委員会定例会を閉会致します。

午後0時05分

14. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第69号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第70号 平成27年度就学指導を要する児童生徒について

議案第71号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

平成27年12月16日

会議録署名委員	
IJ	